

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年10月18日 04時30分ごろ
発生場所	兵庫県神戸市須磨区南方沖 須磨海づり公園塔灯から真方位164°590m付近 (概位 北緯34°37.7 東経135°06.4)
事故の概要	プレジャーヨットティンカーベル は、西進中、のり養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年10月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット ティンカーベル 、5.1トン
船舶番号、船舶所有者等	235-46049兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 センターキールに擦過傷 のり養殖施設 養殖区画の固定索に切断
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 0.3m 日出時刻：06時08分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、船長が自動操舵で操船に当たって船首目標である明石海峡大橋を見ながら、機帆走で須磨区南方沖を約4ノットの対地速力で西進中、衝撃を感じるとともに船体が停止した。</p> <p>船長は、周囲を確認したところ、のり養殖施設（以下「本件施設」という。）の区画を示す標識灯が点灯し、フロートが海面に浮いているのを認め、本件施設に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、出航前に水路調査を行っていたものの、のり養殖作業が行われるのは冬の間であると思い込んでいたことから、同作業がまだ始まっていないと予測し、船首目標を見ながら航行し、本件施設の区画を示す標識灯に気付かないまま、本件施設に向かう態勢となっていたと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、センターキール下端まで約1.6mであった。</p>
分析	本船は、西進中、船長が、のり養殖作業がまだ始まっていないと予測し、本件施設の区画を示す標識灯に気付かないまま、船首目標を見ながら本件施設に向かう態勢で航行したことから、本件施設に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が西進中、船長が、のり養殖作業がまだ始

	<p>まっていないと予測し、本件施設の区画を示す標識灯に気付かないまま、船首目標を見ながら本件施設に向かう態勢で航行したため、本件施設に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ のり養殖が行われる海域であることを承知している場合、事前に養殖施設の設置時期及び設置区域を確実に把握しておくこと。・ 夜間、のり養殖施設の設置区域付近を航行する場合は、標識灯等を見落とさないようにするとともに、のり養殖施設から十分に距離を隔てて航行すること。